

# INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

## 2018年全日本ラリー選手権統一規則の制定

[公示No.2018-006]

2018年全日本ラリー選手権統一規則を以下の通り定める。

### 第1章 大会告知

#### 第1条 競技会特別事項

##### ○競技会の定義および組織

2018年JAF全日本ラリー選手権第○戦「〔競技会の名称〕」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2018年日本ラリー選手権規定、2018年全日本ラリー選手権統一規則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

##### ○プログラム

1. ～8. (略)
9. 各レグのスタートリスト発表日時および場所：
10. (略)
11. 暫定結果の発表日時および場所：（予定）
12. 表彰式の開催日時および場所：（予定）

[※タイムスケジュールの詳細を記載する場合は、上記または別途記載すること]

##### ○競技会の名称～○その他 (略)

##### ○付則

オーガナイザーは、必要に応じ以下の付則を公表しなければならない。

##### 付則1. アイテナリー

- [※1. 本付則のアイテナリーはあくまでも予定である旨記載すること。  
例) Ver. 1…、Vol. 1…等]
- [※2. 最終のアイテナリーの発表は、参加確認受付時に配布するか、公式通知にて告知すること]

##### 付則2. ～付則8. (略)

#### 第2条～第9条 (略)

#### 第10条

1. 書類検査：(略)
2. 車両検査：
  - 1) ～3) (略)
  - 4) JAFが指定した競技番号（ゼッケン）および広告は公式車両検査前までに参加車両の両側面と前面の3箇所<sup>1)</sup>に貼付されていなければならない。前面の競技番号はオーガナイザーが別途指定するものに代えることが認めら

れる。

なお、競技中に外部から視認できるよう維持されていること。

##### 5) ～11) (略)

#### 第11条 プリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第16条に従う。

ただし、プリーフィングを実施の有無に関わらずオーガナイザーは、クルーに対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付しなければならない。当該指示事項に追加/変更が生じた場合は、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表される。

#### 第12条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージ開催規定第25条14.に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

#### 第13条～第15条 (略)

#### 第16条 リスタート

各レグにおいて競技から離脱した参加者は以下を条件に次レグへの出走が許される。

- 1) オーガナイザーが指定する時刻までに再出走の申請を行うこと。
- 2) オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。
- 3) 当該競技会審査委員会の承認を得ること。

#### 第17条 競技結果

競技結果は、スペシャルステージで記録された所要時間とロードセクション、その他で課されたペナルティタイムを合計して決定する。

なお、オーガナイザーは各スペシャルステージ終了後に速報タイムを発表しなければならない。

また、オーガナイザーはレグ毎の競技成績を発表しなければならない。

#### 第18条～第23条 (略)

以上

# 2018年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則

[公示No.2018-007]

2018年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則を以下の通り定める。

## 第1章 大会告知

### 第1条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。

また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。

### ○競技会の定義および組織

2018年 J A F 全日本 [ジムカーナ／ダートトライアル] 選

手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した J A F の国内競技規則およびその付則、2018年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、2018年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○競技会の名称～○諸施設の見取り図（略）

第2条～第33条（略）

以上

## 重複参加と再出走の場合の作業について

[公示No.2018-008]

2018年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会および2018年 J A F カップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会における「再出走」と「同一車両による重複参加」による車両に対する作業内容について

標記について、本年に限り、以下の通りとして取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

### 1 対象：

「2018年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会および2018年 J A F カップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会における「再出走」による車両に対する作業内容と「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際の車両に対する作業内容

### 2 内容：

「再出走」による車両に対して認められる作業内容：

ジムカーナ：「ボンネットの開閉のみとし、その他の作業は一切禁止される。」

ダートトライアル：「ボンネットの開閉、水による冷却のみとし、その他の作業は一切禁止される。」

「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際に車両に対して認められる作業内容：

ジムカーナ：「ボンネットの開閉のみとし、その他の作業は一切禁止される。」

ダートトライアル：「ボンネットの開閉、水による冷却のみとし、その他の作業は一切禁止される。」

以上

## 2018年全日本レース選手権および国際格式レースの日程変更・追加について

[公示No.2018-009]

2017年12月6日開催の世界モータースポーツ評議会で決定された2018年 F I A 国際選手権カレンダーの発表を受け、すでに公示している2018年全日本レース選手権カレンダー（公示No.2017-092）、および2018年 F I A 国際スポーツカレンダー（公示No.2017-068）について、開催日程が一部変更となりましたのでお知らせいたします。

### 1 2018年全日本フォーミュラ3選手権日程変更

10月12日（金）～14日（日） 富士スピードウェイ

↓

10月19日（金）～21日（日） 富士スピードウェイ

### 2 2018年全日本フォーミュラ3選手権日程追加

9月28日（金）～30日（日） スポーツランドSUGO

### 3 2018 SUPER GT Series Round 7 SUPER GT IN KYUSHU 300KM（国際格式）

日程変更

10月19日（金）～21日（日） オートポリス

↓

10月12日（金）～14日（日） オートポリス

以上

# 2018年JAF東日本ラリー選手権第10戦開催日程の変更について

[公示No.2018-010]

本誌2017年12月号【公示No.2017-095】にてお知らせしました、2018年JAF東日本ラリー選手権第10戦「MSCCラリー in MIKABO」につきまして、以下の通り開催日程が変更となりましたので、お知らせいたします。

変更前) 2018年10月20日(土)～21日(日)

変更後) 2018年10月27日(土)～28日(日)

以上

## 2018年JAF地方ラリー選手権のクラス区分および過給器付車両のエアリストリクターについて

[公示No.2018-011]

2018年日本ラリー選手権規定第12条および第13条に基づき、2018年JAF地方ラリー選手権クラス区分および過給器付車両のエアリストリクターについて、下記の通りお知らせします。

### 1 北海道ラリー選手権

#### 1) クラス区分について

RA-5クラス: 排気量3,000ccを超える車両。

RA-4クラス: 排気量3,000cc以下の車両。

RA-3クラス: 排気量1,500cc以下の2輪駆動車両およびAE車両。

RA-2クラス: 排気量1,600ccを超えるRPN車両。

RA-1クラス: 排気量1,600cc以下のRPN車両。

※RPN車両は同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両とする。

#### 2) エアリストリクターについて

RA-5クラス: 装着を義務付ける。

RA-4クラス: 装着を任意とする。

RA-3クラス: 装着を任意とする。

RA-2クラス: 装着を任意とする。

RA-1クラス: 装着を任意とする。

※エアリストリクターのサイズは33mm(外径39mm未満)とする。

### 2 東日本ラリー選手権

#### 1) クラス区分について

BC-2クラス: 1,500cc以下の車両。

および1,600cc以下のRPN車両。

BC-3クラス: 1,500ccを超え3,000cc以下の車両。

および1,600ccを超え3,000cc以下のRPN車両。

BC-4クラス: 3,000ccを超える車両。

※AE車両はBC-2クラスに含む。

※RPN車両の年式は問わない。

#### 2) エアリストリクターについて

エアリストリクターの装着は全クラス任意とする。

### 3 中部・近畿ラリー選手権

#### 1) クラス区分について

DE-3クラス: 気筒容積1,500cc以下のRN、RJ、RPN、RFまたはAE車両。

DE-4.5クラス: 4輪駆動で、気筒容積が1,500ccを超え2,500cc以下のRN、RJ、RPNまたはRF車両。

2輪駆動で、気筒容積が1,500ccを超えるRN、RJ、RPNまたはRF車両、RR車両。

DE-6クラス: 4輪駆動で、気筒容積が2,500ccを超えるRN、RJまたはRF車両。

※PE3クラスRPNおよびDE4、5クラスRPNの年次制限については、同一車両型式の最も古いJAF

登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

#### 2) エアリストリクターについて

エアリストリクターの装着は全クラス任意とする。

ただし、エアリストリクターを装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径:39mm未満)とする。

さらに、DE-6クラスにおいてエアリストリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニット(EUCU)の変更、改造を認めない。

### 4 中四国ラリー選手権

#### 1) クラス区分について

FG-1クラス: 気筒容積区分なしのRPN車両および気筒容積区分なしのAE車両。

FG-2クラス: 気筒容積が1,500cc以下の車両。

FG-3クラス: 気筒容積が1,500ccを超え3,000cc以下の車両。

FG-4クラス: 気筒容積が3,000ccを超える車両。

※RPN車両の年次制限を行わない。

#### 2) エアリストリクターについて

エアリストリクターの装着は全クラス任意とする。

### 5 九州ラリー選手権

#### 1) クラス区分について

RH-1クラス: 気筒容積区分なしのATのラリー車両およびAE車両。

RH-2クラス: 気筒容積1,586cc以下の2輪駆動のRPN車両。

RH-3クラス: 気筒容積1,500cc以下のラリー車両。

RH-4クラス: 気筒容積1,586ccを超える2輪駆動のRPN車両。

RH-5クラス: 気筒容積1,500ccを超え3,000cc以下のラリー車両。

RH-6クラス: 気筒容積3,000ccを超えるラリー車両。  
※年次制限は行わない。

#### 2) エアリストリクターについて

過給器付車両のエアリストリクターの装着は任意とする(エアリストリクターを装着しない場合はエンジン、EUCUはノーマルとする)。

エアリストリクターを装着する場合は最大内径33mmとする。

#### 3) その他

RH-2クラスの車両重量について:

九州ラリー選手権におけるRH-2クラスに参加する車両の最低重量は、1,501cc～1,586ccの車両についてはラリー車両規定に定める最低重量に50kgを足した重量とする。

1,500cc以下の車両はラリー車両規定に定める最低重量とする。

以上

# 2018年クラブ・団体更新のご案内

[公示No.2018-012]

2018年のJAF登録クラブ・団体の更新申請受付は2017年12月1日から開始しておりますので、下記の通りご案内いたします。

●**取扱期間** 2017年12月1日(金)～2018年4月2日(月)\*  
\*3月31日が土曜日の為

●**必要書類**

	準加盟 クラブ	加盟 クラブ	公認 クラブ	準加盟 団体	加盟 団体	公認 団体	特別 団体
※JAF登録申請書	○	○	○	○	○	○	○
※クラブ員登録申請書	○	○	○				
※経歴書			○			○	
会則または定款	△	△	△	△	△	△	△
役員名簿				○	○	○	○
法人登記簿謄本の写し (法人の場合)				△	△	△	

※印：JAF所定の用紙を使用してください。

・従来どおり、「クラブ・団体登録申請書」の記載内容のうち登録番号、クラブ・団体名称、略称、代表者氏名、連絡担当者氏名・住所・電話番号は「JAFモータースポーツイヤーズブック」等に掲載いたします。

△印：前回の提出内容に変更がある場合のみ必要です。

●**申請料**

クラブおよび団体	加盟申請料	年度登録申請料
準加盟クラブ	8,300円	18,800円
加盟クラブ	8,300円	18,800円
公認クラブ	昇格申請料 94,300円	136,300円
準加盟団体	104,800円	157,300円
加盟団体	104,800円	188,600円
公認団体	209,600円	366,900円
特別団体	209,600円	733,900円

注：更新時に格式変更(降格、昇格)を申請する場合は、年度登録申請料のほかに別途加盟申請料が必要です。

●**その他必要なもの** 旧(2017年)登録印

●**更新申請の受付場所** 1月号14ページに掲載のJAF各支部。  
受付時間：土日祝日と年末年始(12月30日(土)～1月3日(水))を除く9:00～17:30。

●**更新条件**

**準加盟クラブ**：所属会員のうち7名以上が国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。(1人で両方を所持している者は、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJAFに届け出ることができる。)  
またクラブ代表者は国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。

**加盟クラブ**：所属会員のうち15名以上が国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。(1人で両方を所持している者は、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJAFに届け出ることができる。)  
またクラブ代表者は国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。

**公認クラブ**：1)所属クラブの会員のうち50名以上がJAFの国内競技運転者許可証B以上または公認審判員許可証B3級以上の所持者で、そのうち40名以上は、JAFの国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A2級またはA1級の所持者であること。(1人で両方を所持している者は、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJAFに届け出ることができる。)  
またクラブ代表者は国内A以上もしくは公認審判員許可証A2またはA1級の所持者であること。

2)前年度(2017年1月～12月)、準国内格式以上の公認競技会の単独主催、もしくは全日本レース選手権競技会の主催(注)の、合計2回開催の実績があること。(注：当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ・団体が共催した公認競技会に限り、実績として認める。)

**準加盟団体**：責任者はJAF個人会員であること。

**加盟団体**：国内B以上または公認審判員許可証2級以上の所持者が1名所属していること。また責任者はJAF個人会員であること。

**公認団体**：前年度(2017年1月～12月)、準国内格式以上のJAF公認競技会を1回以上主催していること。また国内A以上または公認審判員許可証Aの所持者が1名所属しており、責任者はJAF個人会員であること。

**【JAF登録クラブの代表者の皆様へ】**

公認審判員B3級は、JAFの個人会員で、所定の申請条件を満たしていれば、自動車運転免許証を持ってなくても取得できます。

# モータースポーツ審査委員会裁定

[公示No.2018-013]

JAFモータースポーツ審査委員会は、スーパー耐久シリーズ2017第6戦（10月14～15日、岡山国際サーキット）において出された控訴を審査し裁定しましたので、その裁定書を公示します。

2017年11月16日

## 裁 定 書

控訴人 D'station Racing  
代表 星野 敏 殿  
同 KONDO RACING  
代表 河野 初 樹 殿

一般社団法人日本自動車連盟  
モータースポーツ審査委員会  
委員長 岩井 重 一  
委員 佐久間 豊  
同 眞田 裕 一  
同 園 高 明  
同 高橋 利 昭

## 主 文

本件控訴を棄却する。  
控訴料はそれぞれ半額を返還するものとする。

## 理 由

### 1 事案の概要

2017年10月14日、岡山県美作市の岡山国際サーキットで開催されたスーパー耐久シリーズ2017第6戦の公式予選後に、8号車（車名 ARN Ferrari488 GT 3）の使用燃料が、本大会特別規則書第11条に規定された燃料と異なることが判明した。

このため、大会審査委員会は、8号車に対し、罰則として、予選タイムを全て抹消とする処分を行った。

その後、8号車より、決勝レース出走の嘆願書が提出されたため、大会審査委員会は、8号車に対し、決勝レースの26番グリッド（最後尾）からの出走を許可した。

翌10月15日、決勝レースが行われ、8号車も出走したが、レース終了後、控訴人両名が、大会審査委員会に対し、燃料違反という重大な規則違反について、予選タイムを抹消したにもかかわらず、嘆願書の提出により、8号車の決勝レースの出走を許可したことは認められないとして、決勝レースの順位に関する抗議として抗議が提出された（以下「本件抗議」という）。

大会審査委員会は、本件抗議を却下したが、控訴人両名は、これを不服として、本件控訴を行った。

### 2 当審査委員会の判断

(1) 当審査委員会は、控訴人 D'station Racing 代理人米山昇氏、控訴人 KONDO RACING 代表河野初樹氏から事情を聴取したほか、大会オーガナイザーより関係書類を取り寄せて、慎重に審理した。

(2) 本大会特別規則書第11条で、使用できる燃料を岡山国際サーキットBパドック内ガソリンスタンドで販売する無鉛ハイオク（商品名 出光スーパーゼアス）と規定している趣旨は、競技参加者全員が、同一の燃料を使用することにより、公平にレースを行うためである。  
従って、8号車が規定された燃料以外の燃料を使用したことは、重大な違反である。

(3) しかしながら、燃料違反があった場合の罰則については、本大会特別規則書及びシリーズ規則書では規定されていない。

また、8号車は、予選タイムを全て抹消されたため、本来であれば決勝レースに出走できないところ、どのような場合に決勝レースの出走が認められるかその要件を定めた規定は、本大会特別規則書及びシリーズ規則書で定められておらず、シリーズ規則書第10条(10)で、「前項までの規定にかかわらず、公式予選及び決勝スターティンググリッドに対する最終的な決定は、当該大会審査委員会が決定する。」旨が規定されているだけである。

なお、岡山国際サーキット一般競技規則書第28条は、予選出走台数が最大決勝台数に満たなかった場合に、公式予選通過基準未達成者の決勝出場について、暫定結果発表後30分以内に大会事務局に嘆願書を提出すると、大会審査委員会は、決勝レースの出走を認めることができる旨規定している。

(4) 以上のとおり、本件違反は、重大な違反であるが、燃料違反に対する罰則が規定されておらず、決勝レースの出走が、大会審査委員会の裁量に委ねられている。

従って、本大会審査委員会が、8号車に対して、予選タイムを抹消しながら、嘆願書の提出により決勝レースの出走を許可したことを不当と評することはできない。

よって、主文のとおり裁定する。

なお、今後、同一の違反が発生することを防止するために、シリーズ規則等で、燃料違反があった場合の罰則を定めておくことが望まれる。

また、本件のように、本来であれば、決勝レースに出場できない場合に、どのような要件を充たせば、決勝レースの出走が認められるかについても、シリーズ規則等で定めておくことが望まれる。

以上



# Aライセンス講習会日程

[公示No.2018-014]

開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	受講料 上段：B所持者 下段：B非所持者	教材費
2月4日	8:45~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000	実費
2月11日	9:00~16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレーパーレーシング	03-3766-3312	平塚 由紀人	¥20,000/ ¥24,000	実費
2月23日	11:30~17:45	ツインリンクもてぎ 栃木県芳賀郡茂木町	(株)モビリティランド	0285-64-0200	星 忠	詳細は主催者にお問い合わせください。	実費
3月14日	8:45~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥18,000/ ¥23,000	実費
3月21日	9:00~16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレーパーレーシング	03-3766-3312	平塚 由紀人	¥20,000/ ¥24,000	実費
4月7日	8:45~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000	実費
4月14日	9:40~17:00	富士スピードウェイ 静岡県駿東郡小山町	ソニックレーシング	055-967-8878	栗田 吉晴	詳細は主催者にお問い合わせください。	実費
5月6日	11:00~17:00	十勝インターナショナルスピードウェイ 北海道河西郡更別村	十勝スピードウェイクラブ	0155-52-3910	小谷 泰寛	¥20,000/ ¥23,000	実費
5月12日	9:00~16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレーパーレーシング	03-3766-3312	平塚 由紀人	¥20,000/ ¥24,000	実費
5月16日	8:45~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥18,000/ ¥23,000	実費

## 公認審判員講習会日程

[公示No.2018-015]

開催日	時間	開催場所	種別	申込先	主任講師	受講料(1科目)	教材費
2月25日	9:00~18:00	SUGOインターナショナルレーシングコース 宮城県柴田郡村田町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 菅生スポーツランド事務局 菅生スポーツクラブ 0224-83-3111	大谷 保志	¥12,000	実費

\*2科目以降の受講料は、1件につき¥4,100が加算されます。

## クラブに加入しませんか？

JAFは「JAF登録クラブ」への加入を強くお奨めします。

モータースポーツに参加するドライバーやオフィシャルの活動拠点となっている「JAF登録クラブ」は全国に約1,000クラブあります。

- ・同じ趣味の仲間たちとモータースポーツを楽しみたい！
- ・モータースポーツ活動について相談相手が欲しい！
- ・ドライビングテクニックのアドバイスをしてもらいたい！
- ・競技車両のメンテナンスやセッティングの相談がしたい！
- ・オフィシャル活動をしたい！

などなど、加入すればあなたのモータースポーツ活動の幅がより一層広がることでしょう。

「JAF登録クラブ」は、こちらから検索できます  
<http://jaf-sports.jp/> → 各種情報 → JAF登録クラブ・団体 →  
 「JAF登録クラブ・団体の検索」項目の「四輪」「カート」いずれかをクリック

全国の「JAF登録クラブ」は、あなたのお問い合わせを待っています!!